

## 資料2

### 介護予防給付に係るマネジメント業務の新規委託事業所について

以下の事業所を、介護予防給付に係るマネジメント業務を委託可能な事業所に追加したい。

2025年2月20日時点確認分

| 委託先事業所名             | 委託先事業所住所           | 追加理由                                                                                                                                 |
|---------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護支援事業所ココ・ヨリドコ    | 町田市小野路町11-1        | 利用者が要介護から要支援の認定となり、引き続き要介護の際に利用していた当事業所の利用を希望されたため。                                                                                  |
| おかもとケアプラン町田         | 町田市つくし野1-22-38     | 事業所が新規に開設され、介護予防給付に係るマネジメント業務を受託することについて了承されたため。                                                                                     |
| 居宅介護支援事務所ライトハウスケア宮前 | 川崎市宮前区土橋2-11-12 3F | 担当していたケアマネジャーが居宅事業所を転籍することとなったが、利用者が引き続き同ケアマネジャーによる支援を希望されたため。                                                                       |
| ケアサポートひなた           | 静岡県御殿場市中山455番地の6   | 要支援の認定が出ていた利用者が要介護の妻と共に御殿場市へ転居し、住民票を移す前に介護保険サービスの利用を希望された。妻は当事業所と契約することになっており、利用者も同事業所の利用を希望されたため、委託することとなった。なお、住民票は既に御殿場市へ移している。    |
| ひだまりの郷居宅介護支援事業所     | 静岡県沼津市内浦重須624      | 静岡にある別宅で過ごしている際に入院し、退院後に沼津市の介護老人保健施設(老健)に入所。医療保険で訪問看護を利用していたが、介護保険での利用に切替えとなり、施設併設の当事業所へ委託することとなった。                                  |
| 居宅介護支援事業所たいじゅ       | 熊本県熊本市北区貢町65       | 熊本在住の息子宅を訪問していた際に骨折し、現地で介護保険を利用してリハビリすることとなった。当初は要介護の認定であったが、認定更新の結果、要支援認定となり、引き続きサービスの利用を希望し、当事業所へ委託することとなった。なお、回復後は町田市へ戻る予定となっている。 |
| 新規委託事業所数            | 6事業所               |                                                                                                                                      |